

特定歴史公文書等の保存対策方針

平成27年5月27日
館長決定

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）においては、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）第15条に基づき、特定歴史公文書等を永久保存する責務を負っている。また、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存する責務を負っている。

この責務を全うするため、館においては、「独立行政法人国立公文書館利用等規則」（平成23年4月1日規程第4号）（以下「利用等規則」という。）に必要な事項を定め、特定歴史公文書等の適切な保存に努めている。

本方針は、館が保存対策を実施するに当たっての、具体的な措置を定めるものである。

1. 保存・修復に係る措置について

館は、利用等規則第7条、第8条及び第10条に基づき、以下のとおり特定歴史公文書等の保存・修復を実施するものとする。

（1）保存に係る措置

- ① 東京本館、つくば分館の専用書庫で特定歴史公文書等を永久保存する。
- ② 専用書庫の環境は以下のとおり定めるものとする。
 - ・原則として、温度を22℃、相対湿度を55%に設定する。
 - ・照明はセンサーによる自動点灯とし、照度を適切に管理する。
 - ・照明については、紫外線除去の蛍光灯を使用する。
 - ・書庫の施錠等による防犯対策を実施する。
 - ・イナージェンガス等による自動消火設備を設置し、適切に管理するなどの防災対策を実施する。
 - ・書庫内環境による維持のため清掃を徹底する。
 - ・虫トラップの設置等、防虫対策を実施する。
- ③ 受け入れた歴史公文書等について、虫害、カビ害防止等の観点から、酸化エチレンを主剤とするガスを使用し、くん蒸を実施する。また、特定歴史公文書等の劣化の状況及び利用の状況を踏まえ、脱酸性化処理及び金具取り等の劣化要因除去を実施する。
- ④ 電磁的記録のうち電子公文書については、原則として、電子公文書等の移管・保存・利用システムにより保存する。電子公文書以外の電磁的記録であって、技術の進展に伴い、その再生等に必要な機器の確保が困難となるものや今後困難となるおそれのある文書については、適切な保存及び利用に向けて、適宜必要な措置を講ずるものとする。

- ⑤ 特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合は、原本の利用を制限するとともに、適切な記録媒体による複製物を適宜作成する。
- ⑥ 受け入れた歴史公文書等について請求番号を付し、目録を作成する。

(2) 修復に係る措置

修復については、破損等の状況及び利用の状況を踏まえ、計画的に修復を行うこととする。

また、新たに受け入れた歴史公文書等についても、必要に応じ綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復を行う。

2. 中期的な計画の策定

保存・修復に係る措置について、中期的な視点に立脚した計画的な実施を図ることとし、単年度ごとに対象資料群及び措置計画数等を明確にするものとする。

このため、以下（1）及び（2）のとおり、今後5年程度を見通した計画をそれぞれ定め、適切な進行管理等を図るものとする。

なお、脱酸性化処理については、隨時、実施するものとする。

(1) 複製物作成計画

利用等規則第8条に基づき、特定歴史公文書等について、その保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえて計画を定めるものとする。

(2) 修復計画

破損等の状況及び利用の状況を踏まえて定めるものとする。

3. その他

本方針は、必要に応じて隨時見直しを行うものとする。